

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

1. 学則変更の内容	p. 2
2. 学則変更の必要性	p. 2
3. 学則変更に伴う教育課程等の変更内容	
(1) 教育課程の変更内容について	p. 4
(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について	p. 6
(3) 教員組織の変更内容について	p. 7
(4) 施設・設備の変更内容について	p. 8

1. 学則変更の内容

- ・情報通信エレクトロニクス工学科を電子情報通信工学科へ名称変更し、入学定員を 40 名から 43 名へ、収容定員を 200 名から 215 名へそれぞれ増員する。
- ・制御情報システム工学科を智能制御情報工学科へ名称変更し、入学定員を 40 名から 43 名へ、収容定員を 200 名から 215 名へそれぞれ増員する。
- ・人間情報システム工学科を情報工学科へ名称変更し、入学定員を 40 名から 43 名へ、収容定員を 200 名から 215 名へそれぞれ増員する。
- ・上記に伴い、学校の総収容定員を 1,200 人から 1,245 人とする。

なお、定員の設定については、新設学科と同等の既設学科の入学実績があり、過去の志願倍率、求人倍率を参考とし、15 歳人口の動向を踏まえて設定した。また、高等専門学校設置基準第 5 条第 2 項に「一学級の学生数は、四十人を標準とする。」と規定されており、少人数教育でしっかりと技術者教育をするという高専の特長を活かすためにも定員規模は 44 人（10%増）を上限とし、ST 比への影響も考慮して定員を設定した。

2. 学則変更の必要性

近年、以下の社会的・地域的な背景で述べるとおり、Society 5.0 の実現に必要な人材、特に熊本県では半導体人材（半導体・デジタル領域の幅広い知識を持ち、様々な産業領域で活躍できるグローバル人材、地場中小企業を含めた DX の促進を図ることができる人材）の確保が喫緊の課題となっており、これまで以上に情報技術をより深く修得した情報探究系人材を育成するため、既設の情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科の教育課程を改編（情報系科目の充実と高度化、アントレプレナーシップ科目の新設など）するとともに、各学科の特徴をより明確にして志願者に分かりやすくするため学科名称を電子情報通信工学科、智能制御情報工学科、情報工学科に変更し、各学科の入学定員及び収容定員を変更（増員）する。

○社会的・地域的な背景

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）¹において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が提唱された。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）²では、我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に必要なものとして、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靭な社会への変革」

¹ <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

² <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

「新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる『知』の創造」「新たな社会を支える人材の育成」をあげている。AI 戦略 2019（令和元年 6 月，統合イノベーション戦略推進会議決定）³では、数理・データサイエンス・AI を習得した大学・高専生の育成目標（2025 年）を、リテラシーレベル約 50 万人／年、応用基礎レベル約 25 万人／年としている。我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（令和 4 年 5 月，教育未来創造会議）⁴には、「2030 年には先端 IT 人材が 54.5 万人不足するという調査結果もある」との記述がある。デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）（令和 5 年 12 月 26 日，閣議決定）⁵では、「専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する人材を『デジタル推進人材』と位置付け、（中略）2022 年度から 2026 年度末にかけて 230 万人の育成を目指す」とし、重点領域として「高等教育機関等におけるデジタル人材の育成」を掲げている。

熊本県では、TSMC（台湾セミコンダクター・マニファクチャリング・カンパニー）の熊本進出を契機とし、今後、本県における半導体産業の更なる集積や新産業の創出等の波及効果を生み、県下全域における県経済の成長に結びつけていくため、くまもと半導体産業推進ビジョン⁶【資料 1】を策定した。ビジョンでは、「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」を目指す姿として掲げ、「半導体・デジタル領域の幅広い知識を持ち、様々な産業領域で活躍できるグローバル人材の育成・集積を図るとともに、地場中小企業を含めた DX の促進を図る」とし、以下の目標値が設定されている。

指 標	目標値	現状
県内大学、高専、高校卒業後の半導体関連企業への就職者数	255 人以上（※） （2023 年度）	171 人 （2021 年度）

（※）各教育機関における取組みを踏まえ、今後上方修正予定

九州半導体人材育成等コンソーシアム（九州各県の産官学の関係機関で構成）は、2023 年 3 月会合での人材育成ワーキンググループ（WG）2022 年度活動報告⁷において、「九州の半導体産業における人材不足は、短期的にも中長期的にも年間 1000 人程度になる見込み」との調査結果を示している。また、JEITA（一般社団法人電子情報技術産業協会）半導体部会は、国際競争力強化を実現するための半導体戦略 2024 年版⁸において、「10 年間で 43,000 人の半導体人材を必要（うち九州ブロック 12,000 人）」としている。

熊本県内教育機関の最近の動向は次のとおりで、2024 年 4 月に、熊本大学では情報融合学環（DS 総合コース、DS 半導体コース）及び工学部に半導体デバイス工学課程を、熊本県立技術短期大学校では半導体技術科を開設した。2025 年 4 月に、熊本県立水俣高等学校では半導体情報科を、学校法人開新学園開新高等学校では半導体情報コースを開設した。いずれの学校も総収容定員の変更を伴わない改組によって情報系人材を増員している。また、一般社団法人熊本県工業連合会から熊本県知事への令和 6 年度施

³ <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aistrategy2019.pdf>

⁴ <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/220510honbun.pdf>

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20231226honbun.pdf

⁶ https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/168486_394477_misc.pdf

⁷ https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/jyoho/oshirase/230404_1_4.pdf

⁸ https://semicon.jeita.or.jp/news/docs/20240513_JEITA-JSIA_teigensyo.pdf

策提言書⁹には、大学等の機能強化として、「例えば熊本県立技術短期大学校の機能強化（定員増、4年制移行など）を目指す必要がある」との記述がある。

3. 学則変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容について

教育課程等の概要を【資料2】に示す。

今回の改組では、図-1 に示すように、熊本高専全学科での情報系人材育成を行うことに大きな特色がある。具体的には、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）に対応した科目を配置することで、熊本高専全体で情報系人材の育成を実施する。更に、①半導体技術を含む情報系教育、②アントレプレナーシップ教育、③高専型リベラルアーツ教育、を共通の柱としたカリキュラムとする。

今回の学則変更に係る熊本キャンパス3学科では「情報探究系人材の育成」を実施する。各分野に必要とされる情報技術をより深く修得し、多様な社会的課題の解決に活用できる高度な情報系人材を育成する。熊本キャンパスにおける既存3学科の定員を増やし、学科の垣根を越えた高度情報化人材の育成を図る。これにより、変更前の教育課程と比較しても、同等以上の内容が担保される。

⁹ <https://kenkoren.gr.jp/wp-content/uploads/2024/10/%E6%96%BD%E7%AD%96%E6%8F%90%E8%A8%80%E6%9B%B8%EF%BC%88%E7%9C%8C%E7%9F%A5%E4%BA%8B%EF%BC%89.pdf>

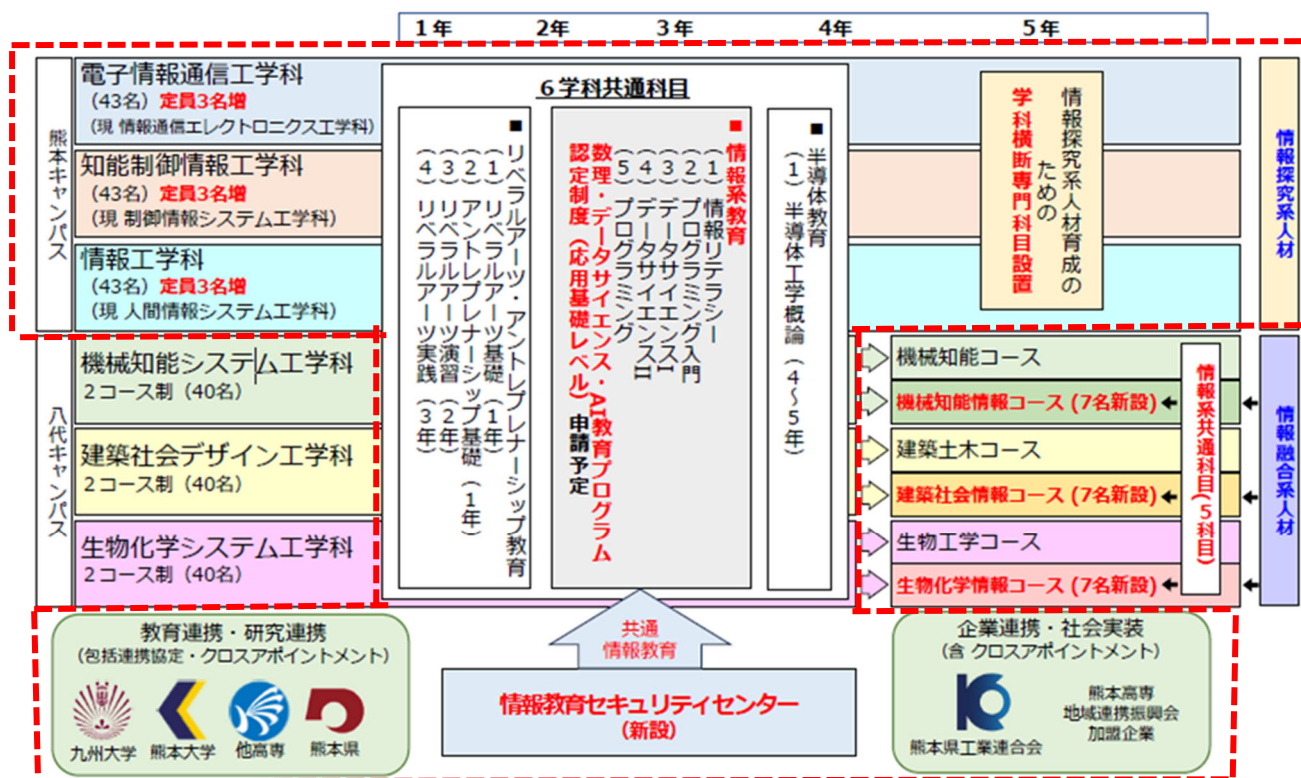


図-1 学科等改組の概要 (赤枠部分が学則変更に係る3学科に関する部分)

以下に、各学科の「養成する人材像」及び「ディプロマポリシー」を示す。

○養成する人材像

電子情報通信工学科は、電子工学および情報通信工学に関する基礎技術を基盤として、半導体技術に関連するマイクロエレクトロニクス分野や、無線技術を含む高度化する情報通信ネットワーク分野に関する技術を修得し、多様な社会的課題の解決に応えることのできる技術者を育成する。

知能制御情報工学科は、AI（人工知能）に関する先端情報技術を学び、AI および工学基礎（IoT・計測・制御工学）を活用したシステムの計測や開発に関する技術を修得し、福祉支援など多様な社会的課題の解決に応えることのできる技術者を育成する。

情報工学科は、情報工学に関する技術を基盤として、先端情報技術に関連するコンピュータ工学分野やデータサイエンス分野に関する技術を修得し、多様な社会的課題の解決に応えることのできる技術者を育成する。

○ディプロマポリシー

熊本高等専門学校は目標とする人材を育成するため、本校に在籍し準学士課程において以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

1. (工学の基礎) 工学的基礎知識と情報を活用する力
2. (専門力) 専門学科で定める工学的専門知識を問題解決や技術開発に応用・実践できる力
3. (教養と協働) 社会の役に立つ技術を開発・実装するため、技術者に必要な倫理観、教養、

国際感覚を身につけて社会的役割や責任を自覚し、他者を尊重して協働する姿勢

4. **(実行力と主体性)** アイデアの発出や概念の構築だけでなく、自らの手でモノづくりやコトづくりに携わり、課題解決に主体的に取り組む実践力

学科ごとの専門力

■電子情報通信工学科

半導体や電子工学などのエレクトロニクス分野および情報と通信技術の融合した情報通信分野の知識と技能に基づき、安心・安全で快適な情報化社会に貢献できる力

■知能制御情報工学科

AI と制御に関連する情報・電気・電子の知識と技能に基づき、これらを活用したスマートシステムの構築を通じて先端情報技術の発展や人々の「豊かな」生活に貢献できる力

■情報工学科

プログラミングやデータサイエンスなど情報分野の知識と技能に基づき、情報システムの構築やアプリケーション開発を通じて安心・安全で快適な情報化社会に貢献できる力

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

現在の教育課程では、既に数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベルの認定を受けているが、情報教育を強化するため、1 学年から 3 学年において学科共通の情報系科目を配置する。

現在は 3 学科でカリキュラム内容ならびに進度が異なっている状況を見直し、3 学科すべて同じカリキュラム・達成目標・シラバス内容として立ち上げることで、各学科間での学生間・教員会の協働による素質・能力向上を図る。これにより、変更前の教育方法及び履修指導方法と比較しても、同等以上の内容が担保される。

以下に各学科のカリキュラムポリシーを示す。

○カリキュラムポリシー

ディプロマポリシーに掲げた能力・姿勢を身につけた人材を育成するために、必修科目と選択科目を設置し、講義、演習、実験、実習の方法で行うとともに、卒業研究を展開する。学修成果は試験等の成績に基づき評価する。

1. **(工学の基礎)** 自然科学系基礎科目および情報系基礎科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開する。
2. **(専門力)** 学科ごとに専門科目を設け、講義や演習を主とした方法により展開するとともに、学んだ知識を実験や実習で体感させることにより理解を深めさせ、さらに卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。
3. **(教養と協働)** 人文社会科学系基礎科目を設け、講義を主とした方法により展開する。また、総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開する。

4. **(実行力と主体性)** 課題解決型授業やチャレンジ精神を養う総合型基礎科目を設け、演習を主とした方法により展開するとともに、卒業研究で総合的な応用力を身につけさせる。また、行動の基礎となる健康増進のための総合型基礎科目を設ける。

■ 全学科共通の基礎科目

- ・ **総合型基礎科目**：リベラルアーツ実践、アントレプレナーシップ基礎、
生涯スポーツⅠ～Ⅳなど
- ・ **自然科学系基礎科目**：数学、物理、化学など
- ・ **人文社会科学系基礎科目**：国語、英語、公共、倫理、歴史総合など
- ・ **情報系基礎科目**：情報リテラシー、プログラミング入門、データサイエンスなど

■ 電子情報通信工学科の専門科目

- ・ **電子工学分野**：電気回路学Ⅰ・Ⅱ、電子回路学Ⅰ・Ⅱ、半導体プロセスなど
- ・ **情報通信分野**：通信システム工学、符号理論、ネットワーク工学など

■ 知能制御情報工学科の専門科目

- ・ **AI・制御工学分野**：AI 概要、AI 応用、福祉人間工学、シーケンス制御、
制御工学Ⅰ・Ⅱなど
- ・ **情報工学分野**：プログラミング応用Ⅰ・Ⅱ、計算機工学応用など
- ・ **電気・電子工学分野**：電気回路学Ⅰ・Ⅱ、電気電磁気学Ⅰ・Ⅱ、電子回路学Ⅰ・Ⅱなど

■ 情報工学科の専門科目

- ・ **コンピュータサイエンス分野**：プログラミングⅠ～Ⅴ、データ構造とアルゴリズム、
情報数学、情報理論など
- ・ **コンピュータエンジニアリング分野**：コンピュータアーキテクチャ、ソフトウェア工学、
情報ネットワーク、情報セキュリティなど
- ・ **データサイエンス分野**：データ解析、知能情報処理など

一般科目の教育課程表（各学科共通）及び専門科目の教育課程表を【資料3】に示す。また、カリキュラムポリシーと科目の対応表は【資料4】に示す。ディプロマポリシーに掲げた能力・姿勢を身につけた人材を育成するために必要な必修科目と選択科目を、カリキュラムポリシーに示した項目・分野に設置する。

(3) 教員組織の変更内容について

現在、学則変更に係る熊本キャンパス各学科の専門教育を行う教員数は、情報通信エレクトロニクス工学科 12 名、制御情報システム工学科 12 名、人間情報システム工学科 11 名である。また、リベラルアーツ系（一般科目）を担当する教員は 15 名であり、総勢 50 名の教員で構成されている。

改組後の設置科目における教員配置については、【資料2】に示すとおりとなる。教員組織の年齢構成については、完成年度となる令和 12 年度において【資料5】のような構成となる予定である。また、教員の定年に関する規程は、【資料6】に定められているとおりである。これらが示すとおり、

各年齢層にバランスよく配置されていることから、教育研究水準の維持向上、活性化に支障はない。

また、教員一人当たりの学生数（ST 比）は、3 学科合わせて、変更前は 12.0（収容定員 600 人/専任教員 50 人）、変更後は 12.6（収容定員 645 人/専任教員 51 人）であり、変更前後で大きな変化はない。

以上のことから、定員変更前と比較して、同等以上の教員組織が担保されているものとする。

（4）施設、設備等の整備計画

学科改組に伴い、基盤的環境を整備するため、以下の改修工事並びに設備整備を実施し、教育の高度化を図る。

【令和 7 年度】

① 1 号棟改修工事

対象：1 年生の 3 教室

改修面積：207 m²

工期：R7.8～R7.9

② 1 号棟・2 号棟・3 号棟・5 号棟改修工事

対象：カンファレンスルーム、PBL 演習室、多目的教室、ICT ホール、

ICT 演習室 1, TE 科 PC 室, HI 科 PC 室・演習室, CI 科 PC 室

改修面積：991 m²

工期：R7.4～R8.3

③ PC 用 OA デスク更新、PC 室内ネットワーク機器設備

【令和 8 年度】

④ 1 号棟改修工事

対象：2 年生の 3 教室

改修面積：207 m²

工期：R8.8～R8.9

⑤ 1 号棟・6 号棟改修工事

対象：基礎実験室、情報セキュリティ演習室

改修面積：410 m²

工期：R8.4～R8.9

【令和 9 年度】

⑥ 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：3 年生の 2 教室

改修面積：147 m²

工期：R9.8～R9.9

【令和 10 年度】

⑦ 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：4 年生の 2 教室

改修面積：138 m²

工期：R10.8～R10.9

【令和 11 年度】

⑧ 1 号棟・3 号棟改修工事

対象：5 年生の 2 教室

改修面積：138 m²

工期：R11.8～R11.9

添 付 資 料

【資料1】(PR版)くまもと半導体産業推進ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
【資料2】教育課程等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
【資料3】教育課程表(一般科目、専門科目)・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 13
【資料4】カリキュラムポリシーと科目の対応表・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 17
【資料5】教員年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 20
【資料6】国立高等専門学校機構教職員就業規則・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 23

くまもと半導体産業推進ビジョン

ビジョン策定の背景と課題

- ◆新型コロナウイルスに伴うデジタル化の進展及びデジタルサービスの普及に伴う半導体需要増大
◆経済安全保障の観点から国内製造の必要性の拡大 ◆SDGsの機運の高まり

**TSMCの熊本県進出を契機とした半導体産業をはじめとする
県内産業の更なる振興と県下全域における県経済の成長の実現**

◆県内半導体産業の更なる成長のために対策すべき課題◆

半導体を
安定的に生産するために
必要な競争力や
インフラなどへの不安

直近及び
将来的な半導体
人材の不足

アカデミア、産業界など、
多様なプレイヤーの
連携機会の不足

2030年頃
に向けて
目指す姿

半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本

①世界に半導体を供給し続ける拠点・熊本

②半導体人材が集う拠点・熊本

③半導体を核とした産業創出拠点・熊本

2030年頃に向けて目指す姿

半導体インフラを支え、 挑戦し続ける熊本

くまもとの半導体が
世界中のデジタルを
支えている

世界に半導体を供給し続ける拠点

- 強靱な半導体サプライチェーンを有する
世界における重要な半導体集積拠点
- 世界に範たる環境と調和した産業の形成
→半導体サプライチェーン全体で、
脱炭素化やGX、環境負荷が低減
- 世界に先駆けた三次元積層実装産業集積地

半導体人材が集う拠点

- 世界トップレベルの半導体人材が集い、
活躍している
- あらゆる世代の県民が半導体に
親しみと、誇りを持っている

半導体を核とした産業創出拠点

- 異分野融合によるベンチャー・スタートアップや
新たな産業の創出
- 最先端の半導体を利用したDX/GXの推進
- 世界中からヒト・モノ・カネが集まり、
世界と繋がるイノベーション・エコシステム拠点

3つの方針と取組み

方針 1

半導体サプライチェーンの強靱化

熊本県の強みである前工程や半導体製造装置の競争力をさらに高めるとともに、材料及び設計の“川上”から後工程の“川下”まで切れ目なくつながる強靱なサプライチェーンの構築を目指す。
さらに、革新的な最先端技術の研究開発を推進し、日本の半導体サプライチェーンの中長期的な国際競争力強化を熊本で目指す。

方針 2

安定した半導体人材の確保・育成

半導体・デジタル領域の幅広い知識を持ち、様々な産業領域で活躍できるグローバル人材の育成・集積を図るとともに、地場中小企業を含めた DX の促進を図る。

方針 3

半導体イノベーション・エコシステムの構築

多様化するユーザー企業（出口産業）と連携・協業するとともに、半導体関連産業で培った技術や資源をもとに、バイオやライフサイエンス産業等の異分野と融合し、新たな産業を創出するなど、産業創造の連鎖を生み出すイノベーション・エコシステムを構築する。

位置づけ

令和3年（2021年）3月に策定した「新しいくまもと創造に向けた基本方針」を踏まえながら、県の産業政策全体の指針である「熊本県産業成長ビジョン」における特定の産業分野の計画として位置付け、熊本県における今後の半導体関連産業施策の方向性について示すものとする。

計画期間

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）の10年間。
なお、社会環境の変化や取組み状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを断続的に行う。

進捗管理と推進体制

「くまもと半導体産業推進ビジョン」における3つの方針に基づく政策を効果的に進めるために、産業界、大学・教育研究機関、支援機関、金融界、政府と緊密に連携して取り組む。また進捗を評価することで目指す姿の実現につなげていく。

目標値の設定

本ビジョンに掲げる目指す姿及び重点的な取組みの進捗を評価し、その上で取り組むべき施策の方向性を明らかにするため目標値を設定する。

指標	目標値	現状
半導体関連産業生産額	19,315億円 (2032年)	8,290億円 (2019年)
半導体関連企業の新増設件数(累計)	130件 (2032年度)	13件 (過去10年間の平均)
半導体関連産業の雇用者数	25,490人 (2032年)	21,275人 (2019年)
県内大学、高専、高校卒業後の半導体関連企業への就職者数	255人以上(※) (2032年度)	171人 (2021年度)
半導体関連ベンチャー・スタートアップ企業の創出・進出数(累計)	10件 (2032年度)	- (2021年度)
県及び関係団体が提供する場における半導体関連の海外企業との商談件数(累計)	2,500件 (2032年度)	54件 (2021年度)

(※)各教育機関における取組みを踏まえ、今後上方修正予定

別記様式第 2 号（その 2 の 1）

熊本キャンパス
(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(電子情報通信工学科)																	
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹教員以外 (助手を除く)の教員		
一般科目	国語Ⅰ	1通		2			○							1			留学生以外対象 留学生対象 留学生対象
	国語Ⅱ	2通		2			○							1			
	国語Ⅲ	3通		2			○							1			
	日本語Ⅰ	3通		4			○									1	
	日本語Ⅱ	4通		2			○									1	
	公共	1通		2			○				1						留学生以外対象
	倫理	2通		2			○			1							
	歴史総合Ⅰ	2通		2			○			1							
	歴史総合Ⅱ	3通		2			○			1							
	数学ⅠA	1通		4			○			1							
	数学ⅠB	1通		2			○				1						
	数学ⅡA	2通		4			○				1						
	数学ⅡB	2通		2			○				1						
	数学Ⅲ	3通		4			○									1	
	数学Ⅳ	4通		2			○						1				
	化学	1通		3			○					1					☆ ☆ ☆
	物理Ⅰ	2前		1			○							1			
	物理Ⅱ	2後		2			○							1			
	物理Ⅲ	3通		2			○			1							
	総合理科	1通		2			○				1						
	英語Ⅰ	1通		4			○			1							
	英語Ⅱ	2通		4			○				1						
	英語Ⅲ	3通		4			○				1						
	英語Ⅳ	4前		2			○									1	
	実践英会話	4後		2			○									1	
	生涯スポーツⅠ	1通		2				○				1					
	生涯スポーツⅡ	2通		2				○				1					☆
	生涯スポーツⅢ	3通		2				○								1	
	生涯スポーツⅣ	4通		2				○								1	
	クリエイティブアーツ	1通		2				○								1	
	技術者と法	5前		2			○									1	
	リベラルアーツ基礎	1前		1				○						1			
	リベラルアーツ演習	2前		1				○						1			
	リベラルアーツ実践	3前		1				○					1				
	アントレプレナーシップ基礎	1後		1				○					1				
	小計（ 35 科目）	—	—	80				—			6	6	1	2		9	
選択必修	政治学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	哲学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	経済学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	日本文学概論	5前			2		○					1				☆B群	
	英語Ⅴ	5前			2		○								1	☆B群	
	国際言語文化論	5前			2		○						1			☆B群	
小計（ 6 科目）	—	—		12			—		3				2		1		
特別選択	チャレンジセミナー	1～5			1		○			1							
	国際・異文化理解	1～5			1		○			1							
	基礎科目応用	1～5			1		○			1							
	特別学習	1～5			1		○			1							
	小計（ 4 科目）	—	—			4		—		1							

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - （１）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - （２）「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - （３）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は，高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については，備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(知能制御情報工学科)																	
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹 教員以外の教員 (助手を除く)		
一般科目	国語Ⅰ	1通		2			○										留学生以外対象 留学生対象 留学生対象
	国語Ⅱ	2通		2			○										
	国語Ⅲ	3通		2			○										
	日本語Ⅰ	3通		4			○										1 1 1
	日本語Ⅱ	4通		2			○										
	公共	1通		2			○			1							
	倫理	2通		2			○			1							留学生以外対象
	歴史総合Ⅰ	2通		2			○			1							
	歴史総合Ⅱ	3通		2			○			1							
	数学ⅠA	1通		4			○			1							
	数学ⅠB	1通		2			○				1						
	数学ⅡA	2通		4			○				1						
	数学ⅡB	2通		2			○				1						
	数学Ⅲ	3通		4			○									1	
	数学Ⅳ	4通		2			○					1					
	化学	1通		3			○				1						
	物理Ⅰ	2前		1			○						1				
	物理Ⅱ	2後		2			○						1				
	物理Ⅲ	3通		2			○			1							
	総合理科	1通		2			○				1						
	英語Ⅰ	1通		4			○			1							
	英語Ⅱ	2通		4			○				1						
	英語Ⅲ	3通		4			○				1						
	英語Ⅳ	4前		2			○									1	
	実践英会話	4後		2			○									1	
	生涯スポーツⅠ	1通		2					○			1					☆ ☆ ☆
	生涯スポーツⅡ	2通		2					○			1					
	生涯スポーツⅢ	3通		2					○							1	
	生涯スポーツⅣ	4通		2					○							1	
	クリエイティブアーツ	1通		2					○							1	
	技術者と法	5前		2			○									1	
	リベラルアーツ基礎	1前		1					○					1			
	リベラルアーツ演習	2前		1					○					1			
	リベラルアーツ実践	3前		1					○				1				
	アントレプレナーシップ基礎	1後		1					○				1				
	小計 (35 科目)		—	—	80				—		6	6	1	2		9	
選択必修	政治学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	哲学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	経済学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象	
	日本文学概論	5前			2		○					1				☆B群	
	英語Ⅴ	5前			2		○								1	☆B群	
	国際言語文化論	5前			2		○					1				☆B群	
	小計 (6 科目)		—	—		12			—		3			2		1	
特別選択	チャレンジセミナー	1～5				1		○		1							
	国際・異文化理解	1～5				1		○		1							
	基礎科目応用	1～5				1		○		1							
	特別学習	1～5				1		○		1							
	小計 (4 科目)		—	—			4		—		1						

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - （1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - （2）「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - （3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は，高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については，備考欄に「☆」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
(情報工学科)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（助手を除く） 教員以外の教員	
一般科目	国語Ⅰ	1通		2			○						1			留学生以外対象 留学生対象 留学生対象
	国語Ⅱ	2通		2			○						1			
	国語Ⅲ	3通		2			○						1			
	日本語Ⅰ	3通		4			○									
	日本語Ⅱ	4通		2			○									留学生以外対象
	公共	1通		2			○			1						
	倫理	2通		2			○			1						
	歴史総合Ⅰ	2通		2			○			1						
	歴史総合Ⅱ	3通		2			○			1						留学生以外対象
	数学ⅠA	1通		4			○			1						
	数学ⅠB	1通		2			○				1					
	数学ⅡA	2通		4			○				1					
	数学ⅡB	2通		2			○				1					1
	数学Ⅲ	3通		4			○					1				
	数学Ⅳ	4通		2			○					1				
	化学	1通		3			○				1					
	物理Ⅰ	2前		1			○						1			1
	物理Ⅱ	2後		2			○						1			
	物理Ⅲ	3通		2			○			1						
	総合理科	1通		2			○				1					
	英語Ⅰ	1通		4			○			1						1
	英語Ⅱ	2通		4			○				1					
	英語Ⅲ	3通		4			○				1					
	英語Ⅳ	4前		2			○									
	実践英会話	4後		2			○								1	☆
	生涯スポーツⅠ	1通		2				○			1				1	☆
	生涯スポーツⅡ	2通		2				○			1				1	
	生涯スポーツⅢ	3通		2				○							1	
	生涯スポーツⅣ	4通		2				○							1	
	クリエイティブアーツ	1通		2				○							1	
	技術者と法	5前		2			○								1	☆
	リベラルアーツ基礎	1前		1				○					1			1
	リベラルアーツ演習	2前		1				○					1			
	リベラルアーツ実践	3前		1				○				1				
	アントレプレナーシップ基礎	1後		1				○				1				
	小計（35科目）	—	—	80			—			6	6	1	2		9	
選択必修	政治学	4通			2		○			1						A群 留学生以外対象 A群 留学生以外対象 A群 留学生以外対象 ☆B群 ☆B群 ☆B群
	哲学	4通			2		○			1						
	経済学	4通			2		○			1						
	日本文学概論	5前			2		○					1				
	英語Ⅴ	5前			2		○								1	1
	国際言語文化論	5前			2		○						1			
	小計（6科目）	—	—	12			—			3			2		1	
特別選択	チャレンジセミナー	1～5通			1			○		1						
	国際・異文化理解	1～5通			1			○		1						
	基礎科目応用	1～5通			1			○		1						
	特別学習	1～5通			1			○		1						
	小計（4科目）	—	—		4		—			1						

専 門 科 目	必 修 科 目	基礎電気学Ⅰ	1通	2			○			1									
		基礎電気学Ⅱ	2通	2			○			1									
		工学基礎	1通	2			○							1					
		計算機工学	2通	2			○					1							
		情報リテラシー	1通	3			○					1							
		プログラミング入門	1後	1			○			1									
		プログラミング	2前	2			○			1				1					
		データサイエンスⅠ	2前	1			○			1									
		データサイエンスⅡ	2後	1			○			1									
		電気回路学	3通	2			○			1									
		電子回路学	3通	2			○											1	
		コンピュータアーキテクチャ	3通	2			○					1							
		情報工学概論	3通	2			○			1							1		
		プログラミングⅡ	2後	2			○			1							1		
		プログラミングⅢ	3前	2			○					1					1		
		プログラミングⅣ	3後	2			○					1					1		
		プログラミングⅤ	4前	2			○			1							1		
		情報ネットワーク	4前	2			○					1							☆
		情報数学	4前	2			○			1									☆
		データ構造とアルゴリズム	4後	2			○										1		☆
		オペレーティングシステム	4後	2			○			1									☆
		信号処理	4後	2			○			1									☆
		データ解析	4後	2			○			1									☆
		情報セキュリティ	5前	2			○					1							☆
		ソフトウェア工学	5前	2			○					1							☆
		知能情報処理	5後	2			○									1			☆
		情報システム	5後	2			○					1							☆
		数値計算	5前	2			○											1	☆
		応用物理	4前	2			○											1	☆
		応用数学	5前	2			○					1							☆
		工学基礎演習Ⅰ	1後	1				○			2						1		
		工学基礎演習Ⅱ	2通	2					○		2						2		
		情報工学実験Ⅰ	3通	4						○	2						2		
		情報工学実験Ⅱ	4通	4							○	2					2		
		情報工学実験Ⅲ	5通	4							○	2					2		
		卒業研究	5通	10						○	5	4					4		
	小計（ 36 科目）		—	—	83			—		5	6					4		3	
	選 択 科 目	人間情報学Ⅰ	4前		1			○		1									
		人間情報学Ⅱ	4後		1			○										1	
		情報ネットワーク演習	4後		1				○			1							
		半導体工学概論	4・5前		1			○										1	
		技術英語	4前		1			○		1						1			
		情報理論Ⅰ	5前		1			○			1								
		情報理論Ⅱ	5後		1			○		1									
		組込みシステム	5前		1			○		1									
		組込みシステム演習	5後		1				○	1									
		画像処理概論	5前		1			○								1			
言語処理概論		5後		1			○				1								
符号理論		4後		2			○		1								☆		
Webコミュニケーション		5後		2			○			1							☆		
電気通信法規		5前		1			○		1										
AⅠ応用		5前		2			○			1							☆		
福祉人間工学		4後		2			○		1								☆		
小計（ 16 科目）		—	—	20			—		6	5				1			1		
特 別 選 択 科 目	キャリアデザイン	4後			1	○			1										
	専門科目応用	1・2・3・4・5通			1				1										
	インターンシップ	1・2・3・4・5通			1				2										
	アントレプレナーシップチャレンジⅠ	1・2・3・4・5通			1				1										
	アントレプレナーシップチャレンジⅡ	1・2・3・4・5通			1				1										
	電子情報特別科目A	1・2・3・4・5通			1	○			1										
	電子情報特別科目B	1・2・3・4・5通			1	○			1										
	電子情報特別科目C	1・2・3・4・5通			1	○			1										
	電子情報特別科目D	1・2・3・4・5通			2	○			1										
	電子情報特別科目E	1・2・3・4・5通			2	○			1										
	電子情報特別科目F	1・2・3・4・5通			2	○			1										
小計（ 11 科目）		—	—		14		—		3										
合計（ 103 科目）		—	—	163	32	18	—		16	11	1	6					14		
学位又は称号		準学士			学位又は学科の分野				工学										
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等											
卒業要件単位を169単位とする。一般科目を78単位(必修科目74単位および選択必修科目4単位)以上、専門科目を83単位(必修科目83単位)以上の修得が必要。 選択必修科目はA群から1科目、B群から1科目を選択する。 専門選択科目は4年次で2単位以上の取得が必要。								1学年の学期区分				2期							
								1学期の授業期間				15週							
								1時限の授業の標準時間				90分							

- (注)
- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を
おおうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更
に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
 - 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若し
は届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おう
する場合は，この書類を作成する必要はない。
 - 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
 - 4 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，
「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 5 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 7 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若
しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習
」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員等」と読み替えること。
 - 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員以外の教員（助手を
く）」と読み替えること。
 - 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課
程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え，
前期課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記
すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 11 高等専門学校の学科を設置する場合は，高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については，備考欄に「☆」
を記入すること。

一般科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考
必修科目	基礎科目	国語Ⅰ	2	2					
		国語Ⅱ	2		2				
		国語Ⅲ	2			2			留学生以外に対して開講
		日本語Ⅰ	4			4			留学生に対して開講
		公共	2	2					
		倫理	2		2				
		歴史総合Ⅰ	2		2				
		歴史総合Ⅱ	2			2			留学生以外に対して開講
		数学ⅠA	4	4					
		数学ⅠB	2	2					
		数学ⅡA	4		4				
		数学ⅡB	2		2				
		数学Ⅲ	4			4			
		数学Ⅳ	2				2		
		化学	3	3					
		物理Ⅰ	1		1				
		物理Ⅱ	2		2				
		物理Ⅲ	2			2			
		英語Ⅰ	4	4					
		英語Ⅱ	4		4				
		英語Ⅲ	4			4			
		生涯スポーツⅠ	2	2					
		生涯スポーツⅡ	2		2				
		生涯スポーツⅢ	2			2			
	総合科目	リベラルアーツ基礎	1	1					
		リベラルアーツ演習	1		1				
		リベラルアーツ実践	1			1			
		アントレプレナーシップ基礎	1	1					
		日本語Ⅱ	2				2		留学生に対して開講
		総合理科学	2	2					
		英語Ⅳ	2				2		
		実践英会話	2				2		
		生涯スポーツⅣ	2				2		
		クリエイティブアーツ	2	2					
		技術者と法	2					2	
開設単位小計（35科目）			74 (76)	25	22	17	8 (10)	2	()内は留学生の単位計
選択科目	一般選択	政治学	2				2		選択必修
		哲学	2				2		3科目中1科目を選択
		経済学	2				2		留学生以外に対して開講
		日本文学概論	2					2	選択必修
		英語Ⅴ	2					2	3科目中1科目を選択
		国際言語文化論	2					2	
		開設単位小計（6科目）	12 (6)				6 (0)	6 (6)	()内は留学生の単位計
		履修可能単位小計	4 (2)				2 (0)	2 (2)	()内は留学生の単位計
	特別選択	チャレンジセミナー	1	1～5年で随時					各種コンテスト等受賞者に認定
		国際・異文化理解	1	1～5年で随時					海外研修等参加者に認定
		基礎科目応用	1	1～5年で随時					漢字検定や実用英語検定などの資格取得
		特別学習	1	1～5年で随時					ボランティア、特別講義など
		開設単位小計（4科目）	4	4					
		履修可能単位小計	4以内	4以内					
	開設単位小計（10科目）			12 (6)				6 (0)	6 (6)
開設単位合計（45科目）			85	25	21	17	14 (10)	8 (8)	特別選択科目を除く、()内は留学生の単位計
履修可能単位合計			78	25	21	17	10	4	特別選択科目を除く

電子情報通信工学科の専門科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

電子情報通信工学科

（令和8年度以降入学者用）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	2		2					
		工学基礎	2	2						
		計算機工学Ⅰ	2		2					
		情報リテラシー	3	3						
		プログラミング入門	1	1						
		プログラミング	2		2					
	データサイエンスⅠ	1		1						
	データサイエンスⅡ	1		1						
	専門基礎科目	応用数学	2						2	
		応用物理	2					2		
		電気磁気学Ⅰ	2				2			
		電気磁気学Ⅱ	2					2		
		電気回路学Ⅰ	2				2			
		電気回路学Ⅱ	2					2		
		信号伝送工学	2						2	
		電磁波工学	2						2	
		電子計測	2				2			
		通信システム工学	2					2		
		電子回路学Ⅰ	2				2			
		電子回路学Ⅱ	2					2		
		電子工学	2					2		
		計算機工学Ⅱ	2				2			
		デジタル設計	2					2		
		プログラミング応用Ⅰ	2		2					
		プログラミング応用Ⅱ	2				2			
		ネットワーク工学	2					2		
		符号理論	2					2		情報探究系科目(TE)
	信号処理	1					1			
	総合科目	工学基礎演習Ⅰ	1	1						
		工学基礎演習Ⅱ	2		2					
		電子通信工学実験Ⅰ	4				4			
		電子通信工学実験Ⅱ	4					4		
		電子通信工学実験Ⅲ	4						4	
		卒業研究	10						10	
	【必修】開設単位小計(35科目)		80	9	12	16	23	20		
選択科目	専門応用科目	画像処理工学	2				2			
		半導体工学概論	1				1		4年または5年で修得可	
		技術英語	1				1		4年または5年で修得可	
		Webコミュニケーション	2					2	情報探究系科目(TE)	
		デジタル通信方式	2					2		
		デジタルシステム	2					2		
		半導体プロセス	2					2		
		電子材料	1					1		
		電気通信法規	1					1	情報探究系科目(TE)	
		AI応用	2					2	情報探究系科目(CI)	
		福祉人間工学	2				2		情報探究系科目(CI)	
		データ解析	2				2		情報探究系科目(HI)	
		情報セキュリティ	2					2	情報探究系科目(HI)	
	特別選択科目	キャリアデザイン	1				1			
		専門科目応用	1			1				
		インターンシップ	1			1				
		アントレプレナーシップチャレンジⅠ	1			1				
		アントレプレナーシップチャレンジⅡ	1			1				
		電子情報特別科目A	1			1			※1	
		電子情報特別科目B	1			1			※1	
		電子情報特別科目C	1			1			※1	
		電子情報特別科目D	2			2			※1	
		電子情報特別科目E	2			2			※1	
		電子情報特別科目F	2			2			※1	
	【選択】開設単位小計(24科目)		36							
開設単位合計(59科目)		116								

※1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。指定する科目およびその科目の単位の取り扱いについては、教務委員会から提示する。「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」を参照。

知能制御情報工学科の専門科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

知能制御情報工学科

（令和8年度以降入学者用）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基 礎 電 気 学Ⅰ	2	2						
		基 礎 電 気 学Ⅱ	2		2					
		工 学 基 礎	2	2						
		計 算 機 工 学	2		2					
		情 報 リ テ ラ シ ー	3	3						
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 入 門	1	1						
		プ ロ グ ラ ミ ン グ	2		2					
		デ ー タ サ イ エ ン スⅠ	1		1					
	デ ー タ サ イ エ ン スⅡ	1		1						
	専門基礎科目	応 用 数 学	2						2	
		応 用 物 理	2					2		
		電 気 磁 気 学Ⅰ	2			2				
		電 気 磁 気 学Ⅱ	2				2			
		電 気 回 路 学Ⅰ	2			2				
		電 気 回 路 学Ⅱ	2				2			
		電 子 回 路 学Ⅰ	2			2				
		電 子 回 路 学Ⅱ	2				2			
		計 算 機 工 学 応 用	2			2				
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 応 用Ⅰ	2		2					
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 応 用Ⅱ	2			2				
		シ ー ケ ン ス 制 御	2			2				
		ハ ー ド ウ ェ ア 設 計 論	2						2	
		IoT/組込みシステム基礎論	2					2		
		制 御 工 学Ⅰ	2					2		
		制 御 工 学Ⅱ	2						2	
		計 測 工 学	2						2	
		AⅠ概論	2					2		
	AⅠ応用	2						2	情報探究系科目(CI)	
	福 祉 人 間 工 学	2					2		情報探究系科目(CI)	
	総合科目	工 学 基 礎 演 習Ⅰ	1	1						
		工 学 基 礎 演 習Ⅱ	2		2					
		知 能 制 御 情 報 工 学 実 験Ⅰ	4			4				
		知 能 制 御 情 報 工 学 実 験Ⅱ	4				4			
		知 能 制 御 情 報 工 学 実 験Ⅲ	4					4		
		卒 業 研 究	10						10	
	【必修】開設単位小計(35科目)		81	9	12	16	20	24		
選択科目	専門応用科目	信 号 処 理	2				2			
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 特 論	2				2			
		半 導 体 工 学 概 論	1				1		4年または5年で修得可	
		技 術 英 語	1				1		4年または5年で修得可	
		IoT/組込みシステム設計	2					2		
		画 像 処 理 工 学	2					2		
		音 響 工 学	2					2		
		符 号 理 論	2				2		情報探究系科目(TE)	
		Web コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2					2	情報探究系科目(TE)	
		電 気 通 信 法 規	1					1	情報探究系科目(TE)	
		デ ー タ 解 析	2				2		情報探究系科目(HI)	
		情 報 セ キ ュ リ テ ィ	2					2	情報探究系科目(HI)	
	特別選択科目	キ ャ リ ア デ ザ イン	1				1			
		専 門 科 目 応 用	1		1					
		イ ン タ ー ン シ ッ プ	1		1					
		アントレプレナーシップチャレンジⅠ	1		1					
		アントレプレナーシップチャレンジⅡ	1		1					
		電 子 情 報 特 別 科 目 A	1		1			※1		
		電 子 情 報 特 別 科 目 B	1		1			※1		
		電 子 情 報 特 別 科 目 C	1		1			※1		
		電 子 情 報 特 別 科 目 D	2		2			※1		
		電 子 情 報 特 別 科 目 E	2		2			※1		
		電 子 情 報 特 別 科 目 F	2		2			※1		
	【選択】開設単位小計(23科目)		35					※1		
開設単位合計(58科目)		116								

※1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。指定する科目およびその科目の単位の取り扱いについては、教務委員会から提示する。「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」を参照。

情報工学科の専門科目の教育課程表（令和8年度入学以降）

情報工学科

（令和8年度以降入学者用）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	2		2					
		工学基礎	2	2						
		計算機工学	2		2					
		情報リテラシー	3	3						
		プログラミング入門	1	1						
		プログラミング	2		2					
		データサイエンスⅠ	1		1					
		データサイエンスⅡ	1		1					
	専門基礎科目	応用数学	2					2		
		応用物理	2				2			
		電気回路学	2			2				
		電子回路学	2			2				
		コンピュータアーキテクチャ	2			2				
		情報工学概論	2			2				
		プログラミングⅡ	2		2					
		プログラミングⅢ	2			2				
		プログラミングⅣ	2			2				
		プログラミングⅤ	2				2			
		情報ネットワーク	2				2			
		情報数学	2				2			
		データ構造とアルゴリズム	2				2			
		オペレーティングシステム	2				2			
		信号処理	2				2			
		データ解析	2				2		情報探究系科目(HI)	
		情報セキュリティ	2					2	情報探究系科目(HI)	
		ソフトウェア工学	2					2		
		知能情報処理	2					2		
		情報システム	2					2		
		数値計算	2					2		
	総合科目	工学基礎演習Ⅰ	1	1						
		工学基礎演習Ⅱ	2		2					
		情報工学実験Ⅰ	4			4				
		情報工学実験Ⅱ	4				4			
		情報工学実験Ⅲ	4					4		
		卒業業務研究	10						10	
	【必修】開設単位小計(36科目)			83	9	12	16	20	26	
選択科目	専門応用科目	人間情報学Ⅰ	1				1			
		人間情報学Ⅱ	1				1			
		情報ネットワーク演習	1				1			
		半導体工学概論	1				1		4年または5年で修得可	
		技術英語	1				1			
		情報理論Ⅰ	1					1		
		情報理論Ⅱ	1					1		
		組込みシステム	1					1		
		組込みシステム演習	1					1		
		画像処理概論	1					1		
		言語処理概論	1					1		
		符号理論	2				2		情報探究系科目(TE)	
		Webコミュニケーション	2					2	情報探究系科目(TE)	
		電気通信法規	1					1	情報探究系科目(TE)	
		A I 応用	2					2	情報探究系科目(CI)	
		福祉人間工学	2				2		情報探究系科目(CI)	
	特別選択科目	キャリアデザイン	1				1			
		専門科目応用	1	1						
		インターンシップ	1	1						
		アントレプレナーシップチャレンジⅠ	1	1						
		アントレプレナーシップチャレンジⅡ	1	1						
		電子情報特別科目A	1	1				※1		
		電子情報特別科目B	1	1				※1		
		電子情報特別科目C	1	1				※1		
		電子情報特別科目D	2	2				※1		
		電子情報特別科目E	2	2				※1		
		電子情報特別科目F	2	2				※1		
		【選択】開設単位小計(27科目)			34					
		開設単位合計(63科目)			117					

※1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。指定する科目およびその科目の単位の取り扱いについては、教務委員会から提示する。〔熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則〕を参照。

【資料 4】

カリキュラムポリシーと科目対応表（電子情報通信工学科）

項目	分野	本科 1 年	本科 2 年	本科 3 年	本科 4 年	本科 5 年
1. （工学の基礎）	自然科学系基礎科目	数学Ⅰ A 数学Ⅰ B 化学 総合理科	数学Ⅱ A 数学Ⅱ B 物理Ⅰ 物理Ⅱ	数学Ⅲ 物理Ⅲ	数学Ⅳ	
	情報系基礎科目	情報リテラシー プログラミング入門	データサイエンスⅠ データサイエンスⅡ プログラミング			
2. （専門力）	電子工学分野	基礎電気学Ⅰ 工学基礎	基礎電気学Ⅱ	電気磁気学Ⅰ 電気回路学Ⅰ 電子回路学Ⅰ 電子計測	応用物理 電気磁気学Ⅱ 電気回路学Ⅱ 電子回路学Ⅱ 電子工学 デジタル設計 半導体工学概論	デジタルシステム 半導体プロセス 電子材料
	情報通信分野		計算機工学Ⅰ プログラミング応用Ⅰ	計算機工学Ⅱ プログラミング応用Ⅱ	通信システム工学 ネットワーク工学 符号理論 信号処理 画像処理工学 福祉人間工学 データ解析	応用数学 信号伝送工学 電磁波工学 Webコミュニケーション デジタル通信方式 電気通信法規 AI応用 情報セキュリティ
	実験・実習・演習	工学基礎演習Ⅰ	工学基礎演習Ⅱ	電子通信工学実験Ⅰ	電子通信工学実験Ⅱ	電子通信工学実験Ⅲ 卒業研究
3. （教養と協働）	人文社会科学系基礎科目	国語Ⅰ 英語Ⅰ 公共 クリエイティブアーツ	国語Ⅱ 英語Ⅱ 倫理 歴史総合Ⅰ	国語Ⅲ 英語Ⅲ 歴史総合Ⅱ	英語Ⅳ 実践英会話 政治学/哲学/経済学	技術者と法 日本文学概論/英語Ⅴ/国際言語文化論 技術英語
	総合型基礎科目	リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	リベラルアーツ演習	リベラルアーツ実践	キャリアデザイン インターンシップ	
4. （実行力と主体性）	総合型基礎科目	生涯スポーツⅠ リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	生涯スポーツⅡ リベラルアーツ演習	生涯スポーツⅢ リベラルアーツ実践	生涯スポーツⅣ キャリアデザイン インターンシップ	
	総合的応用科目					卒業研究

斜体は選択科目

カリキュラムポリシーと科目対応表（知能制御情報工学科）

項目	分野	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
1. (工学の基礎)	自然科学系基礎科目	数学ⅠA 数学ⅠB 化学 総合理科	数学ⅡA 数学ⅡB 物理Ⅰ 物理Ⅱ	数学Ⅲ 物理Ⅲ	数学Ⅳ	
	情報系基礎科目	情報リテラシー プログラミング入門	データサイエンスⅠ データサイエンスⅡ プログラミング			
2. (専門力)	AI・制御工学分野			シーケンス制御	応用物理 制御工学Ⅰ AⅠ概論 福祉人間工学 データ解析	応用数学 制御工学Ⅱ AⅠ応用 画像処理工学 音響工学
	情報工学分野		計算機工学 プログラミング応用Ⅰ	計算機工学応用 プログラミング応用Ⅱ	IoT/組込みシステム基礎論 信号処理 プログラミング特論 符号理論	ハードウェア設計論 IoT/組込みシステム設計 Webコミュニケーション 情報セキュリティ
	電気・電子工学分野	基礎電気学Ⅰ 工学基礎	基礎電気学Ⅱ	電気磁気学Ⅰ 電気回路学Ⅰ 電子回路学Ⅰ	電気磁気学Ⅱ 電気回路学Ⅱ 電子回路学Ⅱ 半導体工学概論	計測工学 電気通信法規
	実験・実習・演習	工学基礎演習Ⅰ	工学基礎演習Ⅱ	知能制御情報工学実験Ⅰ	知能制御情報工学実験Ⅱ	知能制御情報工学実験Ⅲ 卒業研究
3. (教養と協働)	人文社会科学系基礎科目	国語Ⅰ 英語Ⅰ 公共 クリエイティブアーツ	国語Ⅱ 英語Ⅱ 倫理 歴史総合Ⅰ	国語Ⅲ 英語Ⅲ 歴史総合Ⅱ	英語Ⅳ 実践英会話 政治学/哲学/経済学	技術者と法 日本文学概論/英語Ⅴ/国際言語文化論 技術英語
	総合型基礎科目	リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	リベラルアーツ演習	リベラルアーツ実践	キャリアデザイン インターンシップ	
4. (実行力と主体性)	総合型基礎科目	生涯スポーツⅠ リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	生涯スポーツⅡ リベラルアーツ演習	生涯スポーツⅢ リベラルアーツ実践	生涯スポーツⅣ キャリアデザイン インターンシップ	
	総合的応用科目					卒業研究

斜体は選択科目

カリキュラムポリシーと科目対応表（情報工学科）

項目	分野	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
1. (工学の基礎)	自然科学系基礎科目	数学ⅠA 数学ⅠB 化学 総合理科	数学ⅡA 数学ⅡB 物理Ⅰ 物理Ⅱ	数学Ⅲ 物理Ⅲ	数学Ⅳ	
	情報系基礎科目	情報リテラシー プログラミング入門	データサイエンスⅠ データサイエンスⅡ プログラミング			
2. (専門力)	コンピュータ サイエンス分野		プログラミングⅡ	プログラミングⅢ プログラミングⅣ 情報工学概論	プログラミングⅤ 情報数学 データ構造とアルゴリズム 符号理論 福祉人間工学	情報システム 数値計算 情報理論Ⅰ 情報理論Ⅱ Webコミュニケーション
	コンピュータ エンジニアリング分野	基礎電気学Ⅰ 工学基礎	基礎電気学Ⅱ 計算機工学	電気回路学 電子回路学 コンピュータアーキテクチャ	オペレーティングシステム 情報ネットワーク 情報ネットワーク演習 半導体工学概論	情報セキュリティ ソフトウェア工学 組込みシステム 組込みシステム演習 電気通信法規
	データサイエンス分野		データサイエンスⅠ データサイエンスⅡ		信号処理 データ解析 人間情報学Ⅰ 人間情報学Ⅱ	応用数学 知能情報処理 画像処理概論 言語処理概論 AI応用
	実験・実習・演習	工学基礎演習Ⅰ	工学基礎演習Ⅱ	情報工学実験Ⅰ	情報工学実験Ⅱ	情報工学実験Ⅲ 卒業研究
3. (教養と協働)	人文社会科学系基礎科目	国語Ⅰ 英語Ⅰ 公共 クリエイティブアーツ	国語Ⅱ 英語Ⅱ 倫理 歴史総合Ⅰ	国語Ⅲ 英語Ⅲ 歴史総合Ⅱ	英語Ⅳ 実践英会話 政治学/哲学/経済学	技術者と法 日本文学概論/英語Ⅴ/国際言語文化論 技術英語
	総合型基礎科目	リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	リベラルアーツ演習	リベラルアーツ実践	キャリアデザイン インターンシップ	
4. (実行力と主体性)	総合型基礎科目	生涯スポーツⅠ リベラルアーツ基礎 アントレプレナーシップ基礎	生涯スポーツⅡ リベラルアーツ演習	生涯スポーツⅢ リベラルアーツ実践	生涯スポーツⅣ キャリアデザイン インターンシップ	
	総合的応用科目					卒業研究

斜体は選択科目

別記様式第3号（その3の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 (電子情報通信工学科)										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	4人	5人	2人	人	11人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	9人	人	人	人	11人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	3人	人	人	人	人	人	人	3人	
合 計	博 士	人	人	3人	13人	5人	2人	人	23人	○一般科目担当教員含む ○新規採用予定は、「助教」「その他」「29歳以下」でカウント
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	3人	人	人	人	人	人	人	3人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 (知能制御工情報学科)										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	6人	2人	人	11人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	9人	人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	4人	人	人	人	人	人	人	4人	
合 計	博 士	人	人	1人	12人	6人	2人	人	21人	○一般科目担当教員含む ○新規採用予定は、「助教」「その他」「29歳以下」でカウント
	修 士	人	1人	人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	4人	人	人	人	人	人	人	4人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 (情報工学科)										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	6人	1人	人	10人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	1人	8人	人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	6人	人	人	人	人	人	人	6人	
合 計	博 士	人	人	2人	11人	6人	1人	人	20人	○一般科目担当教員含む ○新規採用予定は、「助教」「その他」「29歳以下」でカウント
	修 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	6人	人	人	人	人	人	人	6人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 6 号

制 定	平成 16 年	4 月 1 日
一部改正	平成 17 年	4 月 20 日
一部改正	平成 18 年	4 月 4 日
一部改正	平成 19 年	3 月 30 日
一部改正	平成 20 年	3 月 28 日
一部改正	平成 23 年	3 月 30 日
一部改正	平成 24 年	9 月 27 日
一部改正	平成 25 年	7 月 29 日
一部改正	平成 27 年	3 月 26 日
一部改正	平成 30 年	3 月 29 日
一部改正	令和 2 年	2 月 27 日
一部改正	令和 3 年	4 月 28 日
一部改正	令和 5 年	3 月 28 日
一部改正	令和 5 年	12 月 25 日
一部改正	令和 7 年	1 月 31 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、機構の常勤の教職員（次項に規定する教職員を除く。）に適用する。
2 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船舶に乗船勤務する教職員並びに第 24 条及び第 24 条の 2 の規定により再雇用された教職員の就業に関する事項については、別に定める。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 機構に採用された教員及び職員をいう。
- 二 教員 機構において、主に教育、研究の業務に従事する者（校長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手）をいう。
- 三 職員 機構において、前号以外の業務に従事する者をいう。

四 昇任 教職員を上位の職に異動させることをいう。

五 降任 教職員を下位の職に異動させることをいう。

(権限の委任)

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

(法令との関係)

第5条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条 機構及び教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 教職員の採用は、競争試験又は選考により理事長が行う。

(教職員の配置)

第8条 教職員の配置は、機構の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して理事長が行う。

(労働条件の明示)

第9条 教職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 給与に関する事項
- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 労働契約の期間に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 五 退職に関する事項

(提出書類)

第10条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されること

となる法人の職員から引き続き機構の教職員となった者にあつては、書類の一部について提出を省略することができる。

- 一 入職誓約書
- 二 履歴書
- 三 資格に関する証明書
- 四 住民票記載事項の証明書
- 五 扶養親族等に関する書類
- 六 その他理事長が必要と認める書類

- 2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

(試用期間)

- 第11条** 教職員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 試用期間中において、理事長が正規の教職員とすることを不適当と認めたときは解雇する。
 - 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

- 第12条** 教職員の昇任は、選考により理事長が行う。
- 2 前項の選考は、その教職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

- 第13条** 教職員が次の各号の一に該当する場合には、理事長はその者を降任することができる。
- 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 その他、必要な適性を欠く場合

(希望降任)

- 第13条の2** 次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達する教職員が降任を希望する場合は、当該各号に定める年齢に達した日以後に、理事長はその者を降任することができる。
- 一 教員 63歳
 - 二 職員 60歳

第2節の2 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第13条の3 理事長は、管理監督職（管理職手当（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「給与規則」という。）第23条の規定に基づく管理職手当をいう。この節において同じ。）の支給を受ける教職員及び同規則別表第5に定める指定職員本給表の適用を受ける教職員をいう。）を占める教職員（校長を除く。）でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している教職員について、異動期間（当該管理監督職上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。この節において同じ。）（第13条の5の規定により延長された期間を含む。）に、管理監督職以外の職への降任又は管理職手当が支給される職の併任の解除をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- 一 教員 63歳
- 二 職員 60歳

(管理監督職への採用等の制限)

第13条の4 理事長は、管理監督職上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、又は、昇任し、若しくは、管理職手当が支給される職に併任させることができない。

(管理監督職上限年齢による降任等の特例)

第13条の5 理事長は、第13条の3の規定により降任等をすべき教職員について、管理監督職の欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別な事情があり、管理監督職の欠員の補充が困難となることにより機構の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、当該教職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める教職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める教職員について、前項の事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第3節 異動

(配置換等)

第14条 理事長は業務上の都合により、教職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた教職員は、正当な理由なく拒むことができない。

3 出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員出向規則（機構規則第23号）の定めるところによる。

(赴任)

第15条 教職員が、採用され、又は配置換等を命ぜられたときは、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該発令の日から7日以内に赴任するものとする。

第4節 休職及び復職

(休職)

第16条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 その他理事長が定める事由による場合
- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 前2項に定めるほか、休職の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則（機構規則第18号）の定めるところによる。

(休職期間)

- 第17条** 前条第1項第一号の休職期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
- 2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第1項第三号の休職期間は、必要に応じ、5年を超えない範囲内で理事長が定める。
- 4 前条第1項第一号により休職した教職員が、復職した日以後1年に達するまでの間に、再度、同一の傷病（その症状及び要因等が明らかに異なる傷病以外の傷病をいう。）により休職したときは、当該傷病による休職の期間は連続しているものとみなし、復職前の休職の期間に通算するものとする。

(休職の手続)

第18条 教職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を理事長が交付して行うものとする。ただし、教職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

(復職)

- 第19条** 理事長は、第17条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、その者に復職を命ずる。ただし、第16条第1項第一号の休職については、教職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に関し、復職を命ずる。
- 2 復職する職場は、原則として、休職前の職場とする。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第20条 教職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、教職員としての身分を失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 定年による退職の日に達した場合
- 三 第17条第1項又は第3項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 四 死亡した場合
- 五 雇用期間が満了した場合

(自己都合による退職手続)

第21条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

- 2 教職員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第22条 教職員の定年は、65歳とする。この場合、退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第23条 前条の規定にかかわらず、その教職員の職務の特殊性又はその教職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期限を定め、定年退職日を延長することができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限は、1年を超えない範囲内で延長することができる。
- 3 前2項の規定による定年退職日の延長の期限は、定年退職日の翌日から起算して5年を超えないものとする。

(校長の退職特例)

第23条の2 第22条の規定にかかわらず、校長の人材確保及び学校運営の活性化を図るため必要と認めるときは、理事長は、校長の定年を超えた者について、第22条に定める定年退職日の翌日以降に、期間を定め、校長に採用することができる。

- 2 前項の期間は、3年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。ただし、理事長が認めるときは、3年を超えない範囲内でこれを更新することができる。
- 3 前2項による期間の末日は、その者が年齢70歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 4 この条により採用された校長の退職は、第20条第二号の退職とする。

(定年退職後等の再雇用)

第24条 第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認める場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項の規定による期間については、その末日はその者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、定年退職後等の再雇用（第22条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した教職員に対する再雇用をいう。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）の定めるところによる。

(定年前再雇用短時間勤務)

第24条の2 理事長は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達した日以後に退職した教職員を短時間勤務の教職員に採用することができる。

- 一 教員（校長を除く。） 63歳
- 二 職員 60歳

- 2 前項の規定により採用された教職員（次項において「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の雇用期間は、採用の日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。
- 3 前2項に定めるほか、定年前再雇用短時間勤務教職員の取扱いについては、再雇用規則の定めるところによる。

(当然解雇)

第25条 教職員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第26条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 事業の運営上のやむを得ない事情により、組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- 四 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他公職に就任することにより、職務の遂行が困難な場合

(解雇制限)

第27条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 労基法第65条第1項及び第2項に定める産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第28条 第25条及び第26条の規定により教職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の教職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第20条第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第29条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第30条 理事長は、退職し、又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

- 4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第31条 教職員の給与については、給与規則の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務)

第32条 教職員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第33条 教職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第34条 教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
 - 二 第60条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 三 第61条第2項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 四 第61条第3項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一の年において1日（健康診査が2日以上にわたるものである場合は2日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
 - 六 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間
 - 七 労働時間内に第42条第3項の定めるところにより勤務場所を離れて研修を行うことを理事長が承認した期間
 - 八 教員が、博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受けることを理事長が承認した期間
- 2 前項第八号の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則に準じて行うものとする。

(服務規律)

第35条 教職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第36条 教職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の名誉となるような行為をしないこと。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 理事長の許可なく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事しないこと。
- 五 機構の敷地及び施設内（以下「機構内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 六 機構内で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものを含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 八 理事長の許可なく、機構内で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。
- 九 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

(教職員の倫理)

第37条 教職員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第38条 ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

(入場禁止又は退場)

第39条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内への入場を禁止し、又は機構内から退場させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
 - 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
 - 三 衛生上有害と認められる場合
 - 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

(兼業の制限)

第40条 教職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 前項に定めるほか、教職員の兼業については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の兼業に関する規則（機構規則第27号）の定めるところによる。

第5章 労働時間及び休暇等

（労働時間及び休暇等）

第41条 教職員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号）の定めるところによる。

第5章の2 在宅勤務

（在宅勤務）

第41条の2 教職員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該教職員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、教職員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第136号）の定めるところによる。

第6章 研修

（研修）

第42条 理事長は、教職員に業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

2 理事長は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教員は、業務に支障のない限り、理事長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 前3項に定めるほか、教職員の研修については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則（機構規則第28号）の定めるところによる。

第7章 賞罰

（表彰）

第43条 理事長は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- 二 機構の名誉となり、又は教職員の模範となる功労があった場合

三 その他理事長が必要と認める場合

(表彰の方法)

第44条 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

第45条 前2条に定めるほか、教職員の表彰については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第29号）の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第46条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を上限とし、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。
- 三 停職 1年を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じないときは、解雇する日の30日前に予告し、又は30日以上平均賃金を支払って即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒)

第47条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 第35条の服務規律及び第36条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

第48条 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号。以下「懲戒規則」という。）の定めるところによる。

(訓告等)

第49条 理事長は、第47条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行う。

- 2 前項に定めるほか、訓告及び嚴重注意については、懲戒規則の定めるところによる。

(損害賠償)

第50条 教職員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(協力義務)

第51条 教職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生管理)

第52条 理事長は、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

(安全・衛生教育)

第53条 教職員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第54条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第55条 教職員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第56条 教職員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、理事長は教職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 教職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第57条 理事長は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することができる。

- 一 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
- 二 労働のため病勢が悪化するおそれのある者
- 三 前2号に準ずる者

第58条 前7条に定めるほか、教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号）の定めるところによる。

第9章 女性

(妊産婦である教職員の就業制限等)

第59条 理事長は、妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

- 2 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、深夜業（午後10時から午前5時までの間における労働をいう。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

(妊産婦である教職員の保健指導・健康診査)

第60条 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

(妊産婦である教職員の業務軽減等)

第61条 理事長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

- 2 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該教職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。
- 3 理事長は、妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

(生理日の就業が著しく困難な教職員に対する措置)

第62条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な教職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

第10章 出張及び旅費

(出張及び旅費)

第63条 理事長は、業務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第64条 教職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災教職員の社会復帰の促進、被災教職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第65条 教職員の退職手当については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（機構規則第17号）の定めるところによる。

第13章 研究成果

(研究成果の取扱い)

第66条 機構における教育研究の過程又は結果として、教職員が作製又は取得した教材、材料、改良、技術情報及びノウハウに関する一切の権利（次項の発明、考案、意匠及びプログラム著作物に関するものは除く。）は、機構に帰属する。

2 機構における教育研究の過程又は結果として、教職員がなした特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項で規定される発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項で規定される考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項で規定される意匠及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第十号の二で規定されるプログラム著作物は、機構に譲渡するものとする。

3 前2項に関する取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（機構規則第40号）の定めるところによる。

(研究成果の発表)

第67条 教職員は、前条に定める権利の発生を伴い得る研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得て、理事長に届け出なければならない。

附 則（平成16年4月1日制定）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（定年の特例）

2 この規則の施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第2項第二号及び人事院規則11－8第3条の適用を受けていた職員が、引き続き機構の職員となった場合の定年は、第22条第三号の規定にかかわらず、63歳とする。

（定年退職日の延長の特例）

3 この規則の施行日の前日に国公法第81条の3の規定による勤務延長を予定していた者については、第23条の適用を受けていたものとみなす。

附 則（平成17年4月20日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（規則の廃止）

2 独立行政法人国立高等専門学校機構外国人教師就業規則（規則第16号）は廃止する。

附 則（平成20年3月28日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日一部改正）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 29 日一部改正）

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日一部改正）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 28 日一部改正）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定年年齢等に関する経過措置）

- 2 教職員（校長を除く。）の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 22 条及び第 24 条の 2 第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「65 歳」とあるのは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 教員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

- 二 職員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

（定年退職後等の再雇用に関する経過措置）

- 3 第 24 条の規定は、前項による定年年齢の経過措置が適用される期間における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として存置するものとし、第 24 条の規定は、令和 13 年 4 月 1 日

をもって廃止する。

附 則（令和５年１２月２５日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年１２月２５日から施行する。

（休職期間の通算に関する経過措置）

- 2 この規則の施行日において第１６条第１項第一号の規定により休職中の教職員については、施行日に休職が開始したものとみなして、改正後の第１７条第４項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行日の前日までに第１６条第１項第一号の規定により休職し、かつ復職した教職員の施行日前の休職期間については、改正後の第１７条第４項の規定を適用しない。

附 則（令和７年１月３１日一部改正）

この規則は、令和７年１月３１日から施行する。ただし、改正後の第２５条の規定については令和７年６月１日から適用する。